

【案】特定個人情報保護評価書(全項目評価書)「地方税の賦課及び徴収に関する事務」用語解説

項番	記載ページ	記載箇所	用語	意味
1	P1	表紙 「個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言」	特定個人情報ファイル	個人番号をその内容に含む個人情報ファイルをいい、個人情報を含む情報の集合物であって、その情報を検索することができるように体系的に構成したもの。
2	P3	I-1. ②事務の内容	住民税	個人に対する特別区民税と都民税を合わせて住民税と呼ぶ。 地方税法に基づき特別区が一括して賦課徴収している。
3	P3	I-1. ②事務の内容	賦課決定 税額更正	賦課決定: 賦課課税方式により、区市町村が課税資料から職権で税額を決定すること。 税額更正: 一度決定した税額を変更すること。
4	P3	I-1. ②事務の内容	庁内システム	庁内各課が保有するシステムの情報を橋渡しするためのシステム。
5	P3	I-1. ②事務の内容	賦課期日	地方税を課税する基準となる日。 住民税: 課税する年度の初日の属する年の1月1日。 軽自動車税: 課税する年度の4月1日。
6	P3	I-1. ②事務の内容	住民基本情報	戸籍住民課より庁内システムを通じて連携される氏名、生年月日、性別、住所などの情報。
7	P3	I-1. ②事務の内容	生活保護情報	生活福祉課より庁内システムを通じて連携される生活扶助等情報。
8	P3	I-1. ②事務の内容	課税対象者情報	賦課期日に、当区に住所を有する個人、または当区に事務所・家屋敷を有する個人で当区に住所を有しない者の住民基本情報。
9	P3	I-1. ②事務の内容	住民税申告書	住民が、前年1月1日から12月31日までの間の収入等を記載し、1月1日に居住する区市町村に提出する書類。 紙の様式で提出される。
10	P3	I-1. ②事務の内容	給与支払報告書	事業所等給与支払者が、前年1月1日から12月31日までの間に支払った給与額等を記載し、1月1日に居住する区市町村に提出する書類。 紙または電子媒体または電子申告(eLTAX)にて提出される。
11	P3	I-1. ②事務の内容	年金支払報告書	公的年金等支払者が、前年1月1日から12月31日までの間に支払った年金額等を記載し、1月1日に居住する区市町村に提出する書類。 紙または電子媒体または電子申告(eLTAX)で提出される。
12	P3	I-1. ②事務の内容	確定申告書	個人が、前年1月1日から12月31日までの所得等について、納付すべき所得税額を記載し、税務署に提出する書類。 紙または電子申告(e-TAX)などの提出方法によって、スキャナイメージ(TIFF)もしくはデータ(XML)が税務署より連携される。
13	P3	I-1. ②事務の内容	地方税ポータルセンタ	地方税における手続きを、インターネットを利用して電子的に行うシステムの窓口。地方公共団体が共同でシステムを運営(地方公共団体で組織する「一般社団法人地方税電子化協議会」が運営)することにより、地方税の申告、申請などを電子的な一つの窓口からそれぞれの地方公共団体へ送信することができる。
14	P3	I-1. ②事務の内容	スキャンデータ	紙で提出された課税資料を、スキャナーで読取り、画像イメージ(TIFF)に変換したもの。

【案】特定個人情報保護評価書(全項目評価書)「地方税の賦課及び徴収に関する事務」用語解説

項番	記載ページ	記載箇所	用語	意味
15	P3	I-1. ②事務の内容	疑似イメージ	電子媒体もしくは電子申告(eLTAX・e-TAX)で提出された課税資料データを、各種申告帳票の項目にあてはめた疑似的な帳票イメージ。
16	P3	I-1. ②事務の内容	特別徴収(特徴) 特別徴収義務者 特別徴収関連申告書	特別徴収: 給与支払者(事業主等)が納税義務者(従業員等)に代わり、毎月支払う給与から住民税を差し引き、区市町村に納入する制度。 ※個人が自ら納付する方法は普通徴収(年4回)。 特別徴収義務者: 住民税を特別徴収によって徴収・納入する義務を負う給与支払者。 特別徴収関連申告書: 住民税を特別徴収するにあたり、特別徴収義務者等より提出される、給与所得者の異動届出書、特別徴収への切替申請書等の申告書。
17	P3	I-1. ②事務の内容	年金特別徴収(年金特徴) 年金特別徴収情報	年金特別徴収(年金特徴): 公的年金等支払者が納税義務者(年金受給者)に代わり、2ヶ月に1度支払う年金から住民税を差し引き、区市町村に納入する制度。 年金特別徴収情報: 年金特別徴収をするにあたり、庁内システムより連携される介護保険情報、または年金特別徴収義務者より連携される年金対象者情報、年金中止依頼とその結果情報等。
18	P3	I-1. ②事務の内容	納税義務者	賦課決定され、納税の義務を負う個人。
19	P3	I-1. ②事務の内容	納税通知書 税額決定通知書	納税通知書: 納付すべき地方税について、その賦課の根拠となった法律及び条例の規定、課税標準額、税額、納期、納付額等を記載した通知書。 納期限前10日までに納税義務者に交付しなければならない。 税額決定通知書: 特別徴収義務者を指定して住民税を徴収する旨を記載した通知書。 毎年5月31日までに特別徴収義務者に納税義務者の分を合わせて通知しなければならない。
20	P3	I-1. ②事務の内容	住民登録外課税	賦課期日時点、当区の住民基本台帳に登録されていない者であっても、その者がその区市町村に住所を有すると認定された場合には、その者をその区市町村の住民基本台帳に登録されている者とみなし、住民税を課すること。
21	P3	I-1. ②事務の内容	修正申告	確定申告をした後に申告内容に誤りなどが判明し、納めるべき税金が過少となる場合の申告(過大となる場合は更正の請求)。
22	P3	I-1. ②事務の内容	減免申請	災害を受けた場合、生活扶助を受給した場合等に、税を減免する申請。
23	P3	I-1. ②事務の内容	訂正申告	確定申告後に誤りを訂正するため法定期限内に再度申告すること。 もしくは、給与・年金支払者が、給与支払報告書、年金支払報告書の内容を訂正すること。
24	P3	I-1. ②事務の内容	扶養是正情報等	区市町村は、原則として、所得税の総所得金額等を基準として住民税を課税するが、これを基準とせず区市町村が自ら住民税を調査決定した場合、地方税法に基づき、税務署へ通知する際の総所得金額や扶養是正等の情報。

【案】特定個人情報保護評価書(全項目評価書)「地方税の賦課及び徴収に関する事務」用語解説

項番	記載ページ	記載箇所	用語	意味
25	P3	I-1. ②事務の内容	法定調書	所得税法や租税特別措置法等の規定により、税務署への提出が義務づけられている資料。 給与所得の源泉徴収票や報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書などがある。
26	P3	I-1. ②事務の内容	情報提供ネットワークシステム	番号法により、国や他機関との連携が可能な情報をやり取りする際に、必要となるシステム。総務大臣が設置・管理する。
27	P3	I-1. ②事務の内容	住民基本台帳ネットワーク(住基ネット)システム	住民基本台帳を基礎にした全国的なコンピューターネットワークのこと。 住基ネットに記録される項目は、個人番号の他に法律で定められている氏名・住所・性別・生年月日・住民票コード・これらの変更情報に限られる。
28	P3	I-1. ②事務の内容	軽自動車税(種別割)	地方税法に基づき軽自動車等に対し、主たる定置場の所在する区市町村において、その4月1日現在の所有者に課される地方税。
29	P3	I-1. ②事務の内容	陸運支局 軽自動車検査協会	陸運支局:国土交通省の地方運輸局の下部組織。交通や運輸に関する手続きを行っている。 軽自動車検査協会:国に代わって、軽二輪を除く軽自動車の検査事務等を行う機関。
30	P3	I-1. ②事務の内容	軽自動車税(種別割)申告書	軽自動車所有者の名義変更や廃車手続きなどを行うための申告書。 車種等により、提出先(区役所、運輸支局、軽自動車検査協会)が異なる。
31	P3	I-1. ②事務の内容	標識交付証明書	自動車検査証などと同様にナンバープレートと一対となる書類。
32	P3	I-1. ②事務の内容	課税物件異動通知書	前住所地で未廃車のまま、異なる新住所地の区市町村に転入した場合、その旨を前住所地の区市町村へ通知する書類。
33	P3	I-1. ②事務の内容	課税保留	盗難等により、課税客体として存在しないまたはその所在が確認できない等の場合に、課税を保留すること。
34	P4	I-1. ②事務の内容	消込	納税義務者や金融機関より納付された情報を、個々の調定に対し収納データ(領収済通知書)を照合し、収納金額をシステムに登録したり、延滞金の計算等を行うこと。
35	P4	I-1. ②事務の内容	還付 充当	消込や税額更正で発生した過誤納金を整理すること。区市町村は、地方税法の規定により、未徴収税額に充当する場合を除き、過誤納金を遅延なく還付することとされている。なお、過誤納金は、賦課決定もしくは税額更正等の処分があつてはじめて生じるものであり、納税義務者は、これらの処分があるまでは還付請求をすることができない。

【案】特定個人情報保護評価書(全項目評価書)「地方税の賦課及び徴収に関する事務」用語解説

項番	記載ページ	記載箇所	用語	意味
36	P4	I-1. ②事務の内容	督促状	納期限を過ぎても完納していない納税義務者に対して、納付を促す旨の文書。 地方税法に基づき、納期限から20日以内に発行することとされている。
37	P4	I-1. ②事務の内容	差押	国税徴収法に基づき、滞納者の財産を債務者が処分することを禁止して換価できる状態にする手続きのこと。
38	P4	I-1. ②事務の内容	執行停止	滞納者に一定の事由があると認められる場合、職権で強制徴収の手続きを停止すること。
39	P4	I-1. ②事務の内容	不納欠損	執行停止した場合、徴収することができないことが明らかであるとき、徴収金を納付する義務を直ちに消滅させること。
40	P5	I-2. システム2 ②システムの機能	関連宛名	宛名システム上、転出転入、住登外課税などの理由により、同一人の宛名が複数以上存在する場合、関連の設定がされた宛名。
41	P5	I-2. システム4 ②システムの機能	XML	XMLとは、文書やデータの意味や構造を記述するためのマークアップ言語の一つ。マークアップ言語とは、「タグ」と呼ばれる特定の文字列で地の文に情報の意味や構造、装飾などを埋め込んでいく言語のことで、Extensible Markup Languageの略。
42	P5	I-2. システム4 ②システムの機能	CSV	データベースなどで、各項目のデータをカンマで区切ったテキスト形式のファイルのことで、Comma Separated Valueの略。
43	P5	I-2. システム4 ②システムの機能	KSK	税務署へ紙で提出された確定申告書は「国税総合管理システム(KSK)」により、第1表、第3表から第5表までが電子データとして集約され、第2表と添付資料についてはデータ化されない。KSKの原本は紙そのものであるため、文字データ化される第1表から第5表までの申告書はイメージデータとしてXML形式で地方公共団体に送信され、その他の情報については画像形式のデータ(TIFF)として送信される。
44	P6	I-2. システム7 ②システムとの機能	統合宛名DB	品川区が保有する業務情報の中で、番号法において他機関に提供しなければならないとされているデータを記録しているデータベース。団体内統合宛名システム(番号連携サーバ)においてこのデータベースを持つ。
45	P6	I-2. システム7 ②システムとの機能	統合宛名番号 (団体内統合宛名番号)	情報提供用個人識別符号と一意に個人を特定する番号。中間サーバでは個人番号(マイナンバー)を保有しないため、この番号を使用し、区の保有情報と中間サーバに記録されている情報を紐付ける際に必要となる。
46	P6	I-2. システム7 ②システムとの機能	情報提供用個人識別符号 (符号)	住民票コードから行政機関単位で生成される文字列のこと。他機関との情報連携を行う際には、個人情報保護等の観点から個人番号(マイナンバー)を使用せず、この符号を使用することとなる。中間サーバにおいて、統合宛名番号と紐付けるために使用される。

【案】特定個人情報保護評価書(全項目評価書)「地方税の賦課及び徴収に関する事務」用語解説

項番	記載ページ	記載箇所	用語	意味
47	P6	I-2. システム7 ②システムとの機能	処理通番	各個人の符号を生成する際に使用する通し番号。この処理通番をキーとして、情報提供ネットワークシステムで生成された符号を中間サーバに記録することができる。
48	P6	I-2. システム8 ②システムの機能	バッチ	プログラムやファイル転送コマンドなどの実行順序を定義しておき、定義に沿って大量のデータをまとめて処理する方式のこと。
49	P7	I-2. システム9 ②システムの機能	本人確認情報	「個人番号」「4情報」「住民票コード」とこれらの変更情報を合わせた名称である。 ・「個人番号」:平成27年10月以降、国民に一人ひとつ付番される12桁の番号。 ・「4情報」:氏名、性別、生年月日および住所。 ・「住民票コード」:住基ネットにおいて全国共通の本人確認を行うにあたって必要不可欠な11桁の番号。平成14年から付番されている。
50	P7	I-2. システム9 ②システムの機能	地方公共団体情報システム機構	地方公共団体が共同して運営する組織として、住民基本台帳法や番号法に基づく事務を処理する等の事務を行う。平成26年4月1日に設立。
51	P7	I-2. システム9 ②システムの機能	統合端末	住民基本台帳ネットワークシステムを使用する際のパソコンの総称。
52	P7	I-2. システム9 ②システムの機能	住基CS	CSはコミュニケーションサーバと読み、住民基本台帳事務のためのコンピュータと住基ネットシステムとの橋渡しをするために設置するコンピュータのこと。
53	P7	I-2. システム9 ③他のシステムとの接続	住基ネットGWシステム(住基GW)	GWは、ゲートウェイと読み、異なるシステムを繋ぎ、情報連携できるようにするための仕組みをいう。 住基ネットGWは、住民記録システムと住基ネットシステムを庁内専用回線で繋いでいる。
54	P12	II-3. ②入手方法	フラッシュメモリ	データの消去・書き込みを自由に行うことができ、電源を切っても内容が消えない外部記憶媒体。
55	P12	II-3. ②入手方法	LGWAN	高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワークのこと。Local Government Wide Area Networkの略。
56	P12	II-3. ④入手に係る妥当性	個人番号利用事務等実施者	行政機関、地方公共団体、独立行政法人等において、番号法第9条第1項又は第2項の規定によりその保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用して処理する事務を執行する者及び、全部又は一部の委託を受けた者のこと。
57	P14	II-4. 委託事項1 ①委託内容	ジョブスケジューリング	各種データ帳票をバッチ処理等行う際に、いつ処理し、いつ納品するか等の日程を管理すること。

【案】特定個人情報保護評価書(全項目評価書)「地方税の賦課及び徴収に関する事務」用語解説

項番	記載ページ	記載箇所	用語	意味
58	P14	Ⅱ-4. 委託事項1 ⑨再委託事項	パッケージアプリケーション	参照・使用及びカスタマイズ可能といった、フル装備のソフトウェアのことであり、OS(オペレーティングシステム)上で作動する。
59	P18	Ⅱ-5. 特定個人情報の提供・移転	提供 移転	提供: 番号法に基づき、品川区が所持する特定個人情報を品川区外の外部の地方公共団体等に提供すること。 移転: 番号法に基づき、特定個人情報について品川区内の他部署へ情報を連携すること。
60	P33	Ⅱ-6. ①保管場所	中間サーバー・プラットフォーム	情報提供ネットワークシステムを使用した情報提供を行うために設置する中間サーバーの拠点のこと。地方公共団体情報システム機構が整備を進めている。
61	P33	Ⅱ-6. ①保管場所	ガバメントクラウド	政府共通のクラウドサービスの利用環境のこと。クラウドサービスの利点を最大限に活用することで、迅速、柔軟、かつセキュアでコスト効率の高いシステムを構築可能とし、利用者にとって利便性の高いサービスをいち早く提供し改善していくことを目指す。地方公共団体においても、標準化基準を満たす基幹業務システムは、ガバメントクラウド上で構築することが可能である。
62	P63	Ⅲ-2. リスク2	アクセスログ	コンピュータを操作して、データを参照したり更新したりする際に誰がいつどのデータを操作したかを記録することができ、その記録のこと。
63	P63	Ⅲ-2. リスク3	個人番号カード	日本において平成28年1月から発行される身分証明書の一つで、持ち主の氏名、住所、生年月日、性別、個人番号(マイナンバー)、顔写真などを券面に表示し、これらをICチップに記録するICカードのこと。
64	P63	Ⅲ-2. リスク3	通知カード	券面に氏名、住所、生年月日、性別(基本4情報)、マイナンバーが記載された紙製のカードであり、平成27年10月から全ての方に郵送される。
65	P65	Ⅲ-4. 情報保護管理体制の確認	ISMS認証	情報セキュリティマネジメントシステムのことであり、Information Security Management Systemの略。事業者のセキュリティに対する取り組みを第三者が評価し、一定の基準を満たした場合に一種の格付け認定を与えるもの。
66	P65	Ⅲ-4. 情報保護管理体制の確認	プライバシーマーク	個人情報保護の体制を整備している事業者を認定する制度であり、一種の格付けを与えるもの。
67	P68	Ⅲ-6. リスク2	VPN	VPNはVirtual Private Networkの略。 公衆回線を使用してネットワークを利用する際、様々な利用者の情報が流れるため、VPNの技術により仮想的に専用回線を作り、自社ネットワーク内部の通信のように遠隔地との通信が行える技術。
68	P70	Ⅲ-6. リスク7	インポートデータ エクスポートデータ	データベースから見て、他から入力されるデータをインポートデータ、他へ出力するデータをエクスポートデータという。

【案】特定個人情報保護評価書(全項目評価書)「地方税の賦課及び徴収に関する事務」用語解説

項番	記載ページ	記載箇所	用語	意味
69	P71	Ⅲ-7. リスク1①	NISC政府機関統一基準群	内閣官房セキュリティセンター(NISC)による政府機関における情報セキュリティ対策のための統一的な基準群のこと。
70	P72	Ⅲ-7. リスク1 ⑥技術的対策	ウイルスパターン更新 (パターンファイルの更新)	コンピュータウイルスは、日々新しいウイルスが作られており、新しいウイルスを駆除するためには、それを駆除するための新しい駆除ファイルが必要となる。この駆除ファイルを新しいパターンへ更新すること。
71	P72	Ⅲ-7. リスク1 ⑥技術的対策	ファイアウォール	ファイアウォールは、ネットワークを内部と外部に分ける部分に設置し、外部からの通信を制御することで内部のネットワークの安全性を高めるもの。
72	P72	Ⅲ-7. リスク1 ⑥技術的対策	セキュリティパッチ	コンピュータで使用しているソフトウェアであるOSやミドルウェアは、セキュリティ的に脆弱な部分が発見されることがある。ソフトウェアメーカーは、その都度、脆弱な部分を埋め合わせるソフトウェアを作り、これをセキュリティパッチという。